

1. 生きる権利

- ・ 住む場所や食べ物があること
- ・ 病気やケガをしたときに、
病院で医療を受けられること

2. 育つ権利

- ・ 教育を受けたり、遊んだり
休んだりできること
- ・ 学んで成長
できること

こどもの権利 4原則

いじめや暴力から
守られて、安心して
生活ができること

- ・ 自分の考えや意見が
自由に言えること
- ・ 決めごとに参加できること

相手の意見を
聞き、受けとめる
ことも大切だよ



3. 守られる権利

4. 参加する権利

相談先

学校のこと、お家のこと、友だちや自分のことなどで悲しいことや困ったことが
あったら、ひとりで悩まず相談してね。相談内容の秘密は守ります。あなたの味方です。

●いじめについて

新発田市教育委員会 学校教育課

電話番号 0254-22-9532 平日: 午前8時30分～午後5時15分

●家族についての悩みや不安、虐待、ヤングケアラーなどについて

新発田市こども家庭センター

電話番号 0254-26-3257 平日: 午前8時30分～午後5時15分

●人権について（虐待、いじめなど）

新潟地方法務局 こどもの人権110番（フリーダイヤル）

電話番号 0120-007-110 平日: 午前8時30分～午後5時15分

●親やきょうだい、友だちとの悩みについて

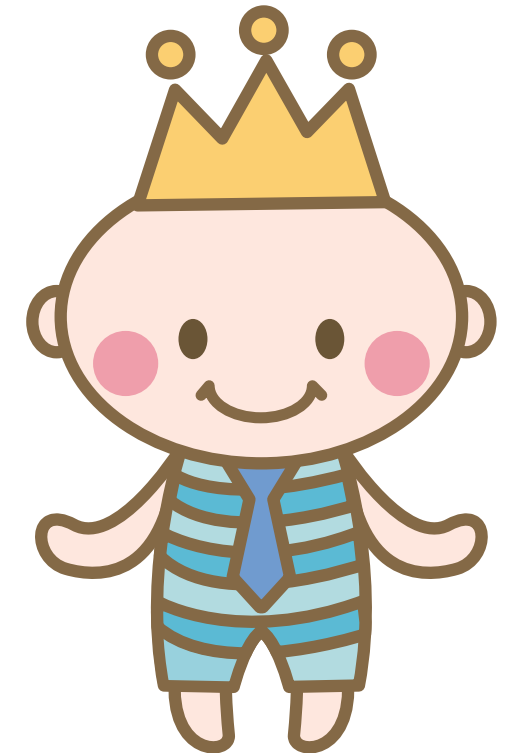
親子のための相談LINE（友だち登録は右記2次元コードから）

平日: 午前10時～午後10時 土曜日: 午前10時～午後5時



新発田市こども基本条例

こどもにやさしいまち



こどもの権利が大切にされ

夢や希望に向かって

幸せに暮らすことができるために

「新発田市こども基本条例」（決まり）

をつくりました。

まな
すごろくで学ぼう

こどもにやさしいまち

しばた し きほん じょうれい
新発田市こども基本条例

すたーと

こ けんり
子どもの権利って？

みんなが幸せに
安全にそして
自由に生活できる
ためのお約束！

1 すすむ

じょうれい
条例ができた！

しばた し
新発田市が
こども基本条例を作ったよ！
「条例」は市がこどもたちに
約束する決まり事！

2 すすむ

ちょっと
ひとやすみ
休むことも大切な権利
疲れた時は休んでも
いいんだよ

1 かいやすみ

だい じょう
第14条

じょうほうていきょう
情報提供

こどもに必要なことを
わかりやすく
お知らせするよ！

1 すすむ

だい じょう
第11条

いばしょ
こどもの居場所

こどもの居場所を
大切にします！
ありのままのじぶんで
遊んだり、学んだりできる
場所をつくるよ！

1 がでたら3 すすむ

だい じょう
第12条

こそだ しえん
子育て支援

こどもや保護者を
サポートするよ

1 すすむ

だい じょう
第5条

ほご しや
保護者

愛情をもって、
こどもの意見を聴き
こどもが安心・安全に
暮らすことができるよう
にしてくれるよ！

2 すすむ

だい じょう
第13条

そうだん
相談

困ったときに
相談できるよ

1 すすむ

だい じょう
第15条

いけん ひょうめい
こどもの意見表明

こどもの意見を
よく聴きます！

2 すすむ

ふりかえり
振り返り

今日知ったことを
みんなに教えよう！

1 すすむ

だい じょう
第4条

しばた し
新発田市

こどもの意見を
大切にして、
大人たちが協力して、
まちづくりを進めてくれるよ！

3 すすむ

ごーる

じょうれい
条例について学べたかな？

こどもの権利が大切にされ、こどもと大人が
力をあわせて、みんなが幸せに暮らすことができる
「こどもにやさしいまち」をつくりまします。